

## [事案 2021-130] 新契約無効請求

・令和4年2月18日 裁定不調

### <事案の概要>

募集人の誤説明等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成26年11月に契約した終身保険（契約①）および終身介護保険（契約②）について、以下の理由により、契約を無効にしてほしい。

- (1)募集人に、月額保険料5万円を20年間も支払うことができるか不安であることを相談したところ、たとえ減額しても、期待利息は目減りするものの、60歳まで契約を継続すれば、解約返戻金に損失が出るリスクはないとの説明を受けた。
- (2)減額および払済保険への変更について、いずれも60歳時点で受け取れる解約返戻金が減ることはないとの説明を受けたため、払済保険に変更したが、募集人の説明は誤っており、解約返戻金に損失が発生した。
- (3)その後、減額の提案を受けたが、減額しても解約返戻金に損失が出ることが分かった。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人から、「保険料を支払えなくなったらどうなるのか。」との質問を受けた際、募集人は「(保険金額の)減額は可能であるが、毎月の保険料は下がるものの、将来受け取れる金額が減るため、減額を前提にするのであれば保険に加入しない方がよい。」と回答しており、減額しても60歳まで契約を継続すれば、解約返戻金に損失が出るリスクはないとの説明はしていない。
- (2)募集人が、払済保険への変更に関して誤った説明をし、謝罪した事実はあるものの、募集時に、減額に関して誤説明をした事実はない。
- (3)申立人から、減額しても、60歳まで契約を継続すれば積立金額に損失が出るリスクがないことが契約の要因であるとは表示されていなかった。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、本契約の無効は認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。

- (1)保険会社は、払済保険の説明に誤りがあったことを認めている。
- (2)申立人が将来月額5万円の保険料の支払いができなくなる可能性について、契約当初から話していたことは申立人も募集人も認めている。募集人は、減額すると、将来、受取額が減ると説明したとのことだが、抽象的な説明をするだけでなく、具体的に設計書などを用い、数字などを示して、減額や払済保険への変更が一部解約となることを伝えるべきだった。

